

平成24年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成24年3月7日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第 1号 | 竜王町立竜王小学校改築基金条例 |
| 日程第 2 | 議第 2号 | 竜王町印鑑の登録および証明に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議第 3号 | 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議第 4号 | 竜王町光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例 |
| 日程第 5 | 議第 5号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議第 6号 | 竜王町立図書館設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第 7号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第 8号 | 竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例 |
| 日程第 9 | 議第 9号 | 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議第10号 | 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議第11号 | 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議第12号 | 平成23年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議第13号 | 平成23年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議第14号 | 平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議第15号 | 平成23年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議第16号 | 平成24年度竜王町一般会計予算 |
| 日程第17 | 議第17号 | 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算 |
| 日程第18 | 議第18号 | 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算 |

- 日程第19 議第19号 平成24年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第20 議第20号 平成24年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議第21号 平成24年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議第22号 平成24年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議第23号 平成24年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第24 議第24号 滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を変更すること
について
- 日程第25 議第25号 東近江行政組合の規約の変更につき議決を求めることにつ
いて
- 日程第26 請第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書提出
を求める請願
- 日程第27 請第2号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提
出を求める請願書
- 日程第28 請第3号 請願書 米軍関係者による事故・事件における第1次裁判
権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを日本
政府に求める意見書の採択について

2 会議に出席した議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 小森重剛 | 2番 | 竹山兵司 |
| 3番 | 若井敏子 | 4番 | 岡山富男 |
| 5番 | 山田義明 | 6番 | 内山英作 |
| 7番 | 貴多正幸 | 8番 | 古株克彦 |
| 9番 | 松浦博 | 10番 | 西村公作 |
| 11番 | 菱田三男 | 12番 | 蔵口嘉寿男 |

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|--------|-------|----------------------|--------|
| 町長 | 竹山秀雄 | 副町長 | 青木進 |
| 教育長 | 岡谷ふさ子 | 会計管理者 | 布施九藏 |
| 総務政策主監 | 川部治夫 | 住民福祉主監 | 山添登代一 |
| 産業建設主監 | 小西久次 | 総務課長 | 松瀬徳之助 |
| 政策推進課長 | 杼木栄司 | 生活安全課長 | 若井政彦 |
| 住民税務課長 | 田中秀樹 | 福祉課長 | 吉田淳子 |
| 健康推進課長 | 奥浩市 | 産業振興課長兼 農業委員会事務局長 | 井口和人 |
| 建設水道課長 | 村井耕一 | 教育次長 | 赤佐九彦 |
| 学務課長 | 市田太芽男 | 生涯学習課長 | 心得田邊正俊 |

5 職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 福山忠雄 | 書記 | 白井由美子 |
|--------|------|----|-------|

開議 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議第1号 竜王町立竜王小学校改築基金条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第1 議第1号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 議第1号、竜王小学校改築基金条例について質問をします。

かねてから疑問に思っていたことがありまして、この議案に関することだけではないんですけれども、まず初めに質問をしたいと思います。

議会に提案される議案というのは案でありまして、議決されて初めて条例になるとか予算になるというものですけれども、提案される書類の中には、案という言葉が一言もないんですけれども、これはどういう理由によるものかをまずお伺いしたいと思います。

次に、この条例の第3条の2に「現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」とありますけれども、必要に応じてとはどういうことを想定されているのか、最も確実かつ有利な有価証券というのは、だれが判断して、その結果責任はだれが負うのか、これも何を想定しておられるのかをお伺いしたいと思います。

第6条に「基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める」とありますけれども、これも案なのかもしれませんけれども、その事項を出してもらわないと、白紙委任することになるのではないかと考えます。そこに何が書かれているのかを知らないまま、議会は町長が定めることを認めているじゃないと言われると、議会としては何も言えなくなってしまう。そこで、別に定めようとしている内容をこの場で配付いただきたいと思います。以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） 回答をお願いします。松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井議員の1点目の質問にお答えをいたします。

議案書の提案の内容に、表題に案が表示されておらないということでございます。

すけれども、提案をさせていただきます、そして議会の議決をいただいて初めてそれらが効力を有するというので、すべて提案させていただくものは案というものでございますので、あえて案というものはつけておらないというものでございます。

3点目の竜王町立竜王小学校改築基金条例の第6条の委任に関する部分でございますけれども、現在のところこの委任に関する事項の詳しい内容というのは想定をいたしておりません。万が一出てきた場合につきましては、規則等で定めることが必要かなということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 布施会計管理者。

**○会計管理者（布施九藏）** ただいま若井議員さんから、2点目の基金の管理にかかわりまして、特に第3条の第2項の中で、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるというのはどのようなことかというふうな御質問でございますけれども、もともとこの3条は基金、いわゆるこの条例が定められた後に積み立てられた現金というものが会計管理者のもとで管理をさせていただくわけでございますけれども、この条例そのものの3条の中には、要は安全に保管をしていくというふうなことでございますので、最初の1項のほうにつきましては、一般的な預貯金のことを指しておりますし、2項のところにつきましては有価証券、いわゆる株であるとか、あるいはまた国債であるかとかいうふうなものであろうかなと思うんですけれども、その中で、長期にかかわります基金あるいはまた短期の基金、いろいろございますので、その時期時期に応じて可能な範囲で、まず安全有利な方法という中での運用として、許される範囲内の中で運用していくというふうな意味で、現金を証書に代えていく中での保管ということをこの条項の中で定めていただいております。

参考までに今の今日の状況では、なかなか株においても国債についても大分厳しいものでありますし、また長期ということになりますので、その辺から考えますと、なかなか現実の中では難しいものでございますけれども、この基金の条例そのものの中で、そういうことが可能であるというふうなことを一応管理の範囲で定めていただいているということでございます。

以上、お答えとします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 3番、若井敏子議員。

**○3番（若井敏子）** 案が書いてないか、書いているかというのは、今の回答で言

えば、暗黙の了解やというふうな意味なんではないかな。ほかの自治体で予算書見ると書いてあるんですよ、書いてあるから不思議やなと思って、今聞いたんですけどね。案と書かないけれども、議会で通ったら書かなくてもいいんやからというのにはちょっと何か理由になりにくいなという、本来は書くべきものやけれども、省略しているんですよというのやったらわからんことないなと思いながら聞いていたんですけども、そういう言い方ではないところに、ちょっとどうなのかなという思いがあります。

それから委任の内容ですけれども、町長が定めることを認めるということになってますけど、具体的には今何も想定していないんだと、想定していないけれども、こういうものを何かあったときのためにつくっとくんやと。しかし、それにしても何かあったときに自由につくれるようにしてあるんやというのが、何かこの条項一つで不安なものを感じるんですよ。議会として認めた内容は、具体的には何も示されないまま議会は認めた、白紙委任したみたいな感じになるんですよ。

私、思うんですけどね、例えば予算で言えば、口あけ1,000円みたいな、ちょっとあけとくんやと、そういうふうなものなのかなという気も、きょうは口あけが大分、全協では問題になったんですけども、そういう意味なのかなという感じも持ちながら聞いているんですけども、今のところ何も想定はしてへんけれども、念のためにつくっとくんや、何かあったときのためにつくっとくんやというこの不明瞭な中身というのは、ちょっと普通に考えると、ここへ割り印押しといてな、ここへ判こ押しといてな、後でまた要るかもしれんしよとか言って、何かそこに1,000万円の借用書に変わったたりするのではないかみたいな、そういう思いがするんですけどね。これは行政的には常識なのかもしれないんですけども、一般的に言えば決して常識ではない、非常識ではないかと思うんですけど、これに対する見解も改めて教えていただけないでしょうか。

それから、最も確実かつ有利な有価証券は、だれが判断して、結果責任はだれが負うのかというふうに聞いているんですけども、このお答えはどうも会計管理者が許される範囲内というふうにおっしゃったんで、会計管理者が判断して、結果責任は会計管理者が負うものやというふうに理解してよろしいんじゃないかな。

これも、もちろん今の状況だからこそ聞くんですけどね、有利にしてどうこうなるような状態ではないとおっしゃって、そのとおりだと思うんですよ。そやけ

ど、こういう条項があるというのは、これもやっぱり会計管理者が責任とったらいいんやということになるというのも、決めはったときにはいはったけど、問題が起こったときにはいはらへんかったというようなことだってあるでしょう。それでもやっぱりその当時の人がとるとのことなんでしょうかね。

ごめんなさい、ちょっとよくわからないところなので改めてお伺いしておきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 布施会計管理者。

○会計管理者（布施九藏） 再問にお答えいたします。

ただいま預貯金等々の財産の管理については、特に基金の管理については会計管理者が責任を負うということでございますけれども、その管理の方法等につきましては、当然、地方自治法の中でのとった中で、会計管理者が許される範囲ということになるわけでございますけれども、当然町の出納については、議会でお認めいただいております指定金融機関をお願いして、かわって直接の管理にも当たっておりますし、またその他の金融機関との関係については、年度初めに町長に事前に、その保管方法等について事前に決済をいただいて、その範囲の中で会計管理者の責任の中でまた保管をさせていただくというふうな考えで今現在もやっておりますので、そういうことでございます。

以上でございます、よろしく申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井議員の再質問にお答えをいたします。

若井議員のお話ですと、他のまちでは議案書のこの場合、条例をとってみますと、条例のところに案がついているというふうなことでございますが、ちょっとその件につきましては掌握をいたしておりませんので、少し掌握をし、また検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、引き続き委任の関係でございますけれども、条例につきましては基本的な事項を定めるということで、さらに詳細な定めについて必要な場合は関係の規則ということで定めております。その場合、規則委任というふうなことになっておるわけですが、そういったことに備えまして、委任という項目を条例の中に設けさせていただいておるというふうなことでございます。今回につきましては、その具体的な内容については、現在のところ想定をしておらないというふうなことでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（蔵口嘉寿男） 3番、若井敏子議員。

○3番（若井敏子） 提案されるときは、そこまで丁寧に説明してほしかったというのがあるんですよ。そういう項目があるのに、その中身については説明されな  
いままでしたからね。もちろんこちらの全協やらの関係で時間の関係で簡単に説  
明しておこうと思われたのかもしれないですけども、そこらあたりはちゃんと  
してほしいし、中には細かいことを決めといて、別に要項があるのに要項見せな  
いで条例決めたりしはったことも過去にはありましたからね、そういうのがある  
場合はきちんと言わないといけないし、ない場合はないんやという話もしてほし  
いということをお願いしておきたいと思います。

それで、さっきの案がついているのはすべてのとこやという意味じゃないです  
よ。たまたま案のある議案書を見たというだけですから、あっちもこっちもとい  
うことではない、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省  
略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これ  
に御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって日程第1 議第1号は教育  
民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、そ  
の経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第2号 竜王町印鑑の登録および証明に関する条例等の一部を改正する 条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第2 議第2号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第2号を原案のとおり決することに賛

成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第2 議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議第3号 竜王町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第3 議第3号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。日程第3 議第3号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第3 議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第4号 竜王町光をそそぐ交付金基金条例を廃止する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第4 議第4号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第4 議第4号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第4 議第4号は原案

のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第5号 竜王町税条例の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第5 議第5号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。日程第5 議第5号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第5 議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第6号 竜王町立図書館設置条例の一部を改正する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第6 議第6号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第6 議第6号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第6 議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議第7号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第7 議第7号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、日程第7 議第7号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議第8号 竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第8 議第8号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議第8号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第8 議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議第9号 平成23年度竜王町一般会計補正予算（第7号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第9 議第9号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって日程第9 議第9号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第10号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第10 議第10号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって日程第10 議第10号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第11号 平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第11 議第11号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。日程第11 議第11号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第11 議第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 議第 1 2 号 平成 2 3 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 1 2 議第 1 2 号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第 1 2 議第 1 2 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第 1 2 議第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 3 議第 1 3 号 平成 2 3 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 1 3 議第 1 3 号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。日程第 1 3 議第 1 3 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第 1 3 議第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 4 議第 1 4 号 平成 2 3 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 1 4 議第 1 4 号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第14 議第14号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（蔵口嘉寿男） 起立全員であります。よって、日程第14 議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議第15号 平成23年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第15 議第15号を議題として質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって日程第15 議第15号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていた  
だき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議第16号 平成24年度竜王町一般会計予算

日程第17 議第17号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

日程第18 議第18号 平成24年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算

日程第19 議第19号 平成24年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第20 議第20号 平成24年度竜王町下水道事業特別会計予算

日程第21 議第21号 平成24年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 2 2 議第 2 2 号 平成 2 4 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 3 議第 2 3 号 平成 2 4 年度竜王町水道事業会計予算

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 1 6 議第 1 6 号から日程第 2 3 議第 2 3 号までの 8 議案を一括議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第 1 6 議第 1 6 号については、6 人の委員をもって構成する予算第 1 特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また日程第 1 7 議第 1 7 号から日程第 2 3 議第 2 3 号までの 7 議案については、6 人の委員をもって構成する予算第 2 特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって日程第 1 6 議第 1 6 号については、6 人の委員をもって構成する予算第 1 特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また日程第 1 7 議第 1 7 号から日程第 2 3 議第 2 3 号までの 7 議案については、6 人の委員をもって構成する予算第 2 特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算第 1 特別委員会及び予算第 2 特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長より指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 異議なしと認めます。それでは指名いたします。

予算第 1 特別委員会委員に、3 番 若井敏子議員、5 番 山田義明議員、7 番 貴多正幸議員、9 番 松浦博議員、1 1 番 菱田三男議員、1 2 番 蔵口嘉寿男を指名いたします。

次に、予算第 2 特別委員会委員に、1 番 小森重剛議員、2 番 竹山兵司議員、4 番 岡山富男議員、6 番 内山英作議員、8 番 古株克彦議員、1 0 番 西村公作議員を指名いたします。

以上のとおり指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって、予算第 1 特別委員会及び

予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

この際申し上げます。午後1時40分まで暫時休憩をいたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は第2委員会室へ集合願います。この間に、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時40分

○議長（蔵口嘉寿男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第1特別委員会及び予算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際御報告申し上げます。

予算第1特別委員会委員長に山田義明議員、同副委員長に貴多正幸議員、予算第2特別委員会委員長に竹山兵司議員、同副委員長に内山英作議員がそれぞれ選任されました。よろしくお願いいたします。

なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第24 議第24号 滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を変更すること について**

**○議長（蔵口嘉寿男）** 日程第24 議第24号を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第24 議第24号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 起立全員であります。よって、日程第24 議第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 5 議第 2 5 号 東近江行政組合の規約の変更につき議決を求めることについて

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 2 5 議第 2 5 号を議題として質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。よって日程第 2 5 議第 2 5 号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 6 請第 1 号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書提出を求める請願**

**日程第 2 7 請第 2 号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求める請願書**

**日程第 2 8 請第 3 号 請願書 米軍関係者による事故・事件における第 1 次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 2 6 請第 1 号から日程第 2 8 請第 3 号までを一括議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願書の写しのとおりで、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告します。

なお、総務産業建設常任委員会は会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 4 5 分